

規制影響分析書要旨

規制の名称	水道施設台帳の作成及び保管の義務付け	
主管部局・課室	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 水道課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成29年3月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>【現状及び問題点】 水道法、道路法、河川法等、他の社会資本関連法令においては、公共施設の管理を適正に行わせるため、施設の管理者にその施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した台帳の作成と保管の義務を課している。他方、現行の水道法においては、水道施設の台帳の作成及び保管に関する規定が設けられていない。 現在、水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)における台帳の整備率は6割程度にとどまっており、災害時において水道施設データの整備が不十分であったために迅速な復旧作業に支障を生じた例も見受けられた。</p> <p>【規制の目的、内容及び必要性】 水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した台帳は、水道施設を適切に管理するとともに、自己の資産状況について正確に把握し、計画的な施設の更新を行うに当たり、不可欠なものである。また、災害等の非常時における対応、管理や施設の一体化その他の水道事業者等の間での連携や官民連携を行う場合の基礎となる情報であり極めて重要なものであることから、水道事業者等はその管理に属する水道施設の台帳を作成し、保管しなければならないこととする。(法第22条の3) また、台帳の作成は水道施設の管理に関する技術上の業務に該当することから、水道技術管理者の事務に台帳の作成を加える。(法第19条第2項第7号)</p>	
	(根拠条文)	水道法第19条、第22条の3
想定される代替案	水道施設台帳の作成及び保管について、水道事業者等の努力義務に委ねることとする。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	水道施設台帳を作成及び保管するための費用が発生する。	特段の費用は発生しないものと考えられる。
(行政費用)	水道施設台帳の作成及び保管のための基準の策定並びに水道施設台帳の作成及び保管に係る報告の徴収及び立入検査に要する費用が発生する。	特段の行政費用は発生しないものと考えられる。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	台帳を整備しない水道事業者等においては、自己の保有する資産である水道施設を適切に把握及び管理することができず、施設の修繕や更新が計画的に行われなかった結果、修繕のための費用の肥大化を招き、また、地域の住民に対して安定的な水の供給を行えなくなるおそれがある。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	<p>水道事業者等が水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した台帳を整備することにより、水道施設の適切な管理、自己の資産状況の正確な把握に基づく計画的な施設の更新に資する。また、水道事業者等との連携等や官民連携を行う場合の基礎となる情報であることから、水道の基盤の強化に資する。</p>	<p>台帳の作成及び保管について、水道事業者等の自主的な取組に委ねることとなるが、作成に要する費用、労力等の問題から、現在未整備である水道事業者等においては、引き続き整備が行われない場合もあり得る。台帳の整備が行われなければ、水道事業者等は自己の保有する資産である水道施設を適切に把握及び管理することができず、施設の修繕や更新が計画的に行われない結果、修繕のための費用の肥大化を招き、また、地域の住民に対して安定的な水の供給を行えなくなるおそれがある。加えて、災害等の非常の場合においては、施設の速やかな復旧に支障を来すおそれがある。</p>
分析結果	<p>改正案を導入することにより、水道事業者等において、その管理する水道施設の台帳の作成及び保管のための費用が発生するが、水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した台帳は、水道施設を適切に管理するとともに、自己の資産状況について正確に把握し、計画的な施設の更新を行うに当たり不可欠なものであり、このような費用負担は、過大とは言えない。代替案を導入した場合、台帳の整備を行わない水道事業者等が引き続き存在することとなると考えられ、そのような事業者においては、自己の保有する資産の把握及び管理を適切に行うことができず、施設の修繕や更新が計画的に行われない結果、修繕のための費用の肥大化を招き、また、地域の住民に対して安定的な水の供給を行えなくなるおそれがある。これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」(平成28年11月)</p> <p>3. 課題に対する具体的な対応(案) (1) 適切な資産管理の推進 【台帳整備】 水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した台帳は、水道施設の適切な管理のほか、計画的な施設の更新、災害対応、広域連携や官民連携等のすべての基礎となる有用な情報であり極めて重要である。しかしながら、現行水道法では台帳整備の規定がなく、台帳の整備率は6割程度にとどまり、災害時において水道施設データの整備が不十分であったために迅速な復旧作業に支障を生じた例も見受けられた。 このため、下水道や河川等の管理者と同様に、台帳の整備を行うことを水道事業者及び水道用水供給事業者に義務付けるべきである。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>水道法の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。</p>	
備考	—	